

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】

平成24年度から保険料率が変わります

■大阪府の平成24・25年度の保険料率について

保険料 (年額) (限度額 55 万円)	=	被保険者 均等割額 被保険者 1 人当たり 51,828 円	+	所得割額 被保険者の所得 ×所得割率 10.17%
-----------------------------------	---	---	---	---

※被保険者の所得は、年金収入のみの方で、その年金収入が 330 万円未満の場合、「年金収入額 - 120 万円 (公的年金等控除額) - 33 万円 (基礎控除額)」となります。なお、マイナスの場合は 0 円です。(遺族年金等の非課税年金は上記の年金収入額には含みません)

■保険料の軽減について

1 世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額 (51,828 円) が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額 (年額)
①下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する)	9 割	5,182 円
②世帯 (同一世帯内の被保険者と世帯主) の総所得金額等が、基礎控除額 (33 万円) を超えないとき	8.5 割	7,774 円
③世帯 (同一世帯内の被保険者と世帯主) の総所得金額等が【基礎控除額 (33 万円) + 24 万 5 千円 × 被保険者の数 (被保険者である世帯主を除く)】を超えないとき	5 割	25,914 円
④世帯 (同一世帯内の被保険者と世帯主) の総所得金額等が【基礎控除額 (33 万円) + 35 万円 × 被保険者の数】を超えないとき	2 割	41,462 円

2 所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる被保険者の所得が58万円以下(年金収入のみの場合は、その収入が211万円以下)の方については、所得割額が5割軽減されます。

3 後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方については、当分の間、所得割額は課されず、被保険者均等割額が9割軽減されます。

平成24年度の健康診査・人間ドック費用の助成について

■健康診査について

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者の方々に、「健康診査受診券」を4月下旬頃に「受診券在中」の記載のある封筒にてお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月当初に順次お送りします)

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関等において、受診券に記載された有効期限まで無料(年度中に1回)で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関等にご連絡のうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

※ 3月に75歳となられる方は、4月に受診券をお送りしますので、後期高齢者医療制度での受診は翌年度となります。ただし、75歳になるまでの間は、市町村国保に加入されている方の場合、同内容の健診である「特定健診」を受けることができます。

■人間ドック費用の一部助成について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、被保険者の方々が人間ドックを受診された場合の費用の一部を助成しております。

費用の助成を受けるには、健康保険課または吉川支所に必要書類をお持ちいただき、申請する必要があります。なお、各年度中(4月1日から翌年3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

【申請に必要なもの】

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1.人間ドックの領収書の写し | 4.口座情報がわかるもの |
| 2.人間ドック検査結果通知書等の写し | 5.印鑑 |
| 3.被保険者証 | |

【注意事項】

人間ドックを受診された方は、申請されるまでの間、領収書等を大切に保管してください。

■問合せ

◎制度全般に関すること

大阪府後期高齢者医療広域連合 事務局

おもな業務内容	担当	電話番号
保険料、被保険者資格、被保険者証等に関すること	資格管理課	☎ 06-4790-2028
給付事務、保健事業(健康診査)、医療費通知、レセプト点検等に関すること	給付課	☎ 06-4790-2031
事務局庶務、予算編成・経理、広域連合議会、広報広聴等に関すること	総務企画課	☎ 06-4790-2029

◎保険料の納付、その他各種届出に関すること

健康保険課 ☎ 739-3422

児童扶養手当および特別児童扶養手当の額改定について

4月分より「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定により、次のとおり手当額が改定されますのでお知らせいたします。(括弧内は改定前の額)

●児童扶養手当

- ◆ 全部支給(月額) : 41,430円(41,560円)
- ◆ 一部支給(月額) : 41,420円(41,550円)
- ◇ 9,780円(41,540円) ~ 9,810円()

●特別児童扶養手当

- ◆ 1級(月額) : 50,400円(50,550円)
- ◆ 2級(月額) : 33,570円(33,670円)

▼問合せⅡ住民人権課(福祉)
☎ 739-3420

特別障害者手当および障害児福祉手当等の額改定について

4月分より「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定により、次のとおり手当額が改定されますのでお知らせいたします。(括弧内は改定前の額)

●特別障害者手当

- 26,260円(26,340円)

●障害児福祉手当

- 14,280円(14,330円)

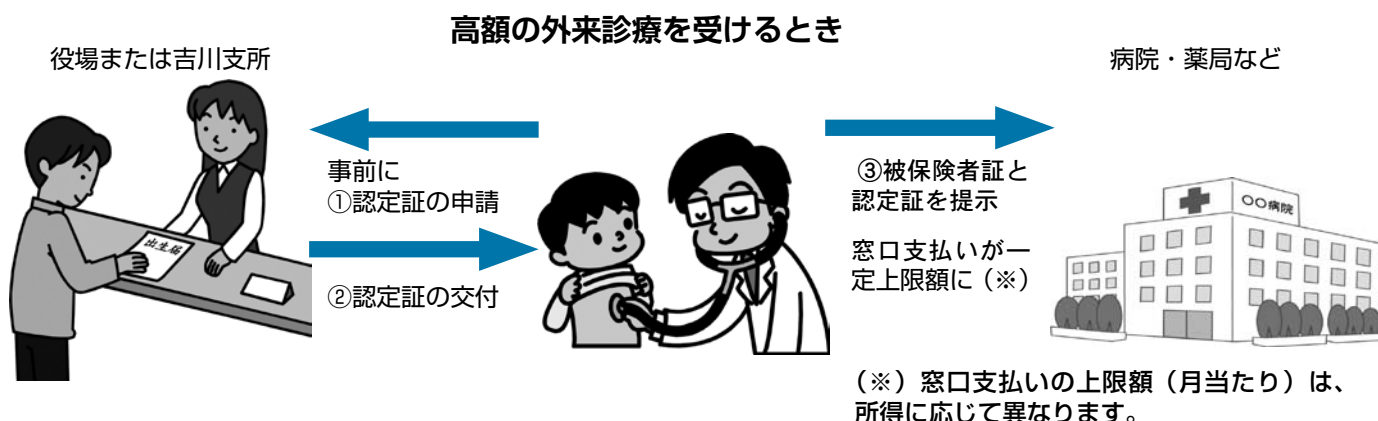
▼問合せⅡ高齢障害福祉課

☎ 739-3421

医療費が高額になったとき…（外来診療についても適用されます）

4月1日から「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

4月1日から、被保険者の医療機関等での窓口負担を軽減するため、従来の入院診療に加え、外来診療についても、同一医療機関等での同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱いができるようになりました。



【国民健康保険および後期高齢者医療加入の場合】

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> ● 70歳未満の方 ● 70歳以上の非課税世帯等の方 	「認定証」（限度額適用認定証）の交付を申請してください	「被保険者証」、「高齢受給者証（70歳～74歳の方）」と「認定証」を窓口で提示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「被保険者証」と「高齢受給者証」を窓口で提示してください
75歳以上で、非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

●「認定証」をお持ちの方で、「認定証」を提示しない場合は、一般区分の限度額が適用されます。

（高額療養費の支給申請が必要です。支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、豊能町または後期高齢者医療広域連合から支給されます。）

※3月31日までに交付を受けた「認定証」は、引き続き有効期限までお使いになります。

なお、入院につきましては、従来どおりです。

事前の申請など詳細は、健康保険課または大阪府後期高齢者医療広域連合（75歳以上の方）までお問い合わせください。
 なお、会社等にお勤めの方は、ご加入の健康保険組合等へお尋ねください。

▶問合せ＝健康保険課 ☎ 739-3422

大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課 ☎ 06-4790-2028

医療費助成制度のお知らせ

豊能町に居住し、住民基本台帳（または外国人登録原票）に記録されており、次の条件を満たす方を対象に医療費の一部を助成しています。該当される方は、健康保険課または吉川支所で申請してください。

区分	対象者	所得制限	申請に必要なもの
1 乳幼児等医療助成	<入院のみ助成> ①小学生(12歳になる年度の3月31日まで) <通院・入院とも助成> ①小学校入学前の子ども(6歳になる年度の3月31日まで)	有	①健康保険証 ②認印 ③保護者の所得証明書(平成23年1月2日以降に転入された方のみ必要となります)
2 ひとり親家庭医療助成	①父母の婚姻解消・死別・父または母が一定の障害の状態等にある児童(18歳になる年度の3月31日まで) ②対象児童を監護している母または父 ③対象児童を養育している養育者	有	①健康保険証 ②児童扶養手当証書または戸籍謄本・遺族年金証書など ③認印 ④所得証明書(平成23年1月2日以降に転入された方のみ必要となります)
3 障害者医療助成 (65歳未満の方)	①身体障害者手帳(1級・2級)をお持ちの方 ②知的障害「A」判定の療育手帳をお持ちの方 ③知的障害「B1」判定の療育手帳と身体障害者手帳(等級は問いません)の両方をお持ちの方	有	①健康保険証 ②身体障害者手帳、療育手帳 ③認印 ④所得証明書(平成23年1月2日以降に転入された方のみ必要となります)
4 老人医療助成 (一部負担金相当額等一部助成) (65歳以上の方)	①ひとり親家庭医療に該当する方(区分2に該当し65歳以上の方) ②障害者医療に該当する方(区分3に該当し65歳以上の方) ③特定疾患医療受給者証・特定疾患登録者証をお持ちの方 ④自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方 ⑤結核にかかる医療で患者票をお持ちの方	有	①健康保険証または後期高齢者医療被保険者証 ②該当する手帳、受給者証など ③認印 ④所得証明書(平成23年1月2日以降に転入された方のみ必要となります)

▶ 問合せ = 健康保険課 ☎ 739-3422

税務署からのお知らせ 平成24年度国税専門官採用試験

受験資格

- 昭和57年4月2日から平成3年4月1日生まれの者
- 平成3年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - 大学を卒業した者及び平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - 人事院がAに掲げる者と同等の資格があると認める者。

▼ 申込受付期間 4月2日(月)～12日(木)

原則としてインターネット申し込みをご利用ください。

インターネット申込専用アドレス

<http://www.jini-stiken.go.jp/ken.htm>

▼ 試験日 第1次試験 6月10日(日) 第2次試験 7月17日(火)～24日(火)

▼ その他 採用に関する情報は、国税庁ホームページの「採用案内」にも掲載されています。

▼ 問合せ 大阪国税局人事第二課試験係 (☎ 06-6941-5331)

平成24年度 固定資産課税台帳の閲覧 および縦覧帳簿の縦覧ができます。

平成24年度固定資産課税台帳の「閲覧」および縦覧帳簿の「縦覧」を次のとおり実施します。

固定資産課税台帳に新たに登録された価格について、不服がある場合には、税務課にお問い合わせの上、4月2日(月)から納税通知書の交付後60日までの間に固定資産評価審査委員会(総務課内)に文書をもって申し出をすることができま。

なお、平成24年度固定資産課税通知書は5月10日(木)に発送する予定です。

▼ 問合せ 税務課 ☎ 739-3417

手数料	持ち物	時間・場所	期 間	対象となる固定資産	ご覧いただける方
名寄一件につき300円 ※ただし、5月31日(木)までは納税義務者に限り無料。	本人確認書類(運転免許証、保険証など)または前年度の固定資産税納税通知書 ※代理人は、委任状が必要です。 ※借地人・借家人は、賃貸借契約書などの写しが必要です。	午前9時～正午、午後1時～5時 税務課および吉川支所の各窓口	4月2日(月)～5月31日(木) ※土・日・祝日を除く。	固定資産課税台帳により、ご自身所有の土地・家屋の価額、税額などが閲覧できます。	固定資産税の納税義務者および借地人、借家人など 固定資産税の納税者
無 料			4月2日(月)～5月31日(木) ※土・日・祝日を除く。	縦覧帳簿により、町内の土地・家屋(自己所有の物件以外も含む)の評価額などが閲覧できます。	縦 覧